

○「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
15の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2及び8の6の2-1-3（3から6までを除く）の取扱いは、規則第15条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「四半期連結貸借対照表の」と、「当事業年度」とあるのは「当四半期連結会計期間」と、「当該事業年度」とあるのは「当該四半期連結会計期間」と、「貸借対照表日」とあるのは「四半期連結貸借対照日」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と読み替えるものとする。	15の2 四半期財務諸表等規則ガイドライン8の2の取扱いは、規則第15条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。